

学校保健関係団体運営費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 県は、学校保健教育活動の効果的な推進を図るため、学校保健、学校安全及び学校給食活動を行う学校保健関係団体の運営に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の学校保健関係団体の運営費補助金の交付手続きについては、補助金等の交付手続きに関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費)

第2条 補助の対象となる経費は、次に掲げる経費以外のものとする。

- (1) 交際費
- (2) 慶弔費
- (3) 積立金
- (4) 助成金
- (5) 予備費
- (6) その他知事が適当でないと認めた経費

(補助額)

第3条 補助額は、当該補助対象経費の範囲内で知事の定める額とする。

2 知事は、補助額の支払いに関し、補助事業を実施する団体の長（以下「補助事業者」という。）からの申出を適当と認めるときは、概算払とすることができる。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号とし、予算書及び事業計画書を添付するものとする。

2 前項の申請書の提出期限は知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

(申請書の記載事項)

第5条 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は、申請者の組織及び運営に関する事項とする。

2 規則第4条第2項第2号に掲げる事項に係る書類の提出は省略できるものとする。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第7条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式)

第8条 規則13条の報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(添付書類)

第9条 前項の報告書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業の成果を記した報告書等
- (2) 補助事業に要した経費の決算書

(報告書の提出時期等)

第10条 規則第13条の報告書の提出時期は、補助事業完了後30日以内、または当該年度終了日のいずれか早い日までとし、その提出部数は、1部とする。

(財産処分の制限等)

第11条 規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期限は、事業完了（当該財産の取得）後、原則として5年とする。

なお、規則第19条第2号に規定する知事の定めるものは、1個又は1組5万円以上のものとする。

(書類の整備等)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出等についての証拠書類を保管しておかなければならないものとし、帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第13条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならないが、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則

この要綱は、平成12年7月28日から適用する。

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

この要綱は、令和2年12月28日から適用する。

この要綱は、令和4年11月1日から適用する。